

刑事訴訟法等が改正されました

刑事訴訟法等 改正内容・施行時期一覧

施行時期

公布	項目	内容	施行時期	ページ
20日 経過後	裁量保釈判断に当たっての 考慮事情の明文化	・逃亡又は罪証隠滅のおそれの程度 ・身体拘束の継続により被告人が受ける 健康上、経済上、社会生活上、防御の準備上 の不利益の程度、その他の事情	2016年6月23日	1
	公判廷に提出される 証拠の真正担保の方策等 I	証拠隠滅等の罪の法定刑の引上げ	2016年6月23日	1
6月以内	証拠開示制度の拡充	・証拠の一覧表の交付制度 ・公判前整理手続等の請求権の付与 ・類型証拠開示の対象の拡大	2016年12月まで	1
	弁護士による援助の充実化 I	弁護人の選任に係る事項の教示義務	2016年12月まで	2
	通信傍受の合理化・効率化 I	対象犯罪の拡大	2016年12月まで	2
	犯罪被害者等・証人の 保護方策の拡充 I	・証人の氏名・住居の開示に係る措置 ・公判廷での証人の氏名等の秘匿措置	2016年12月まで	2
	公判廷に提出される 証拠の真正担保の方策等 II	証人の勾引要件の緩和	2016年12月まで	2
	自白事件の簡易迅速な 処理のための方策	公訴取消し後の再起訴制限の緩和	2016年12月まで	2
2年以内	弁護士による援助の充実化 II	被疑者国選弁護制度の拡大	2018年6月まで	3
	協議・合意制度(司法取引)等の 導入	・捜査・公判協力型協議・合意制度 ・刑事免責制度	2018年6月まで	3
	犯罪被害者等・証人の 保護方策の拡充 II	ビデオリンク方式による証人尋問の拡大	2018年6月まで	3
3年以内	取調べの全過程の 録音録画制度の導入	・【対象】 ○裁判員裁判対象事件 ○検察独自捜査事件 ・例外事由 ・証拠調べ請求義務 ・実施状況の検討義務(3年後)	2019年6月まで	1
	通信傍受の合理化・効率化 II	暗号技術を利用した特定装置の導入	2019年6月まで	3

3年後

すべての改正規定について、施行後3年を経過した場合、その規定の施行状況について検討し、必要があると認めるとき、所要の措置を講ずる。

2016年5月24日「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立しました。改正法は、施行時期が4段階に分けられ、早いもので公布の日から20日経過後、遅いもので3年以内とされています。ここではまず、取調べの全過程の録音・録画制度を紹介し、その他の改正項目は施行日の早い順に紹介します。

公布の日から起算して3年以内に施行される制度

取調べの全過程の録音録画制度の導入

○裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件で身体拘束中の被疑者取調べについては録音・録画義務を認め、機器の故障や被疑者による拒否など一定の例外事由を除き、全過程の録音・録画が行われます。(改正刑訴法第301条の2第4項)

○検察官は、対象事件に係る被疑者調書として作成された被告人の供述調書の任意性が争われたときは、当該調書が作成された取調べ等における被告人の供述及びその状況を録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければなりません。(同第1項)

上記対象事件以外の取調べの録音・録画について、最高検察庁は、2014年6月16日付依命通知(※)を発しています。改正法及び本依命通知を前提として、捜査機関に対し全過程の録音・録画を申し入れることが必須の弁護活動になります。(詳細は日弁連会員専用ホームページ「取調べ対応・弁護実践マニュアル」にある同依命通知を御参照ください。)

※同依命通知により2014年10月から、上記対象事件以外にも本格実施・試行を行っています

■本格実施

・知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者に係る事件
・精神障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

■試行対象 公判請求が見込まれる事件

○身体拘束された被疑者
・事案の内容や証拠関係に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの
・取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるもの
○被害者・参考人(在宅の被疑者や共犯者を含む)
・供述が立証の中核になるもの

公布の日から起算して20日を経過した日に施行される制度

裁量保釈判断に当たっての考慮事情の明文化

裁量保釈判断に当たっての考慮事情として、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し」と明記されました。

(改正刑訴法第90条)

公判廷に提出される証拠の真正担保の方策等 I - 証拠隠滅等の罪の法定刑の引上げ等

以下の罪について、法定刑が引き上げられました。

- ①証人不出頭・宣誓拒絶等の罪 (改正刑訴法第151条、第161条)
- ②犯人蔵匿等の罪、証拠隠滅等の罪及び証人等威迫の罪 (改正刑法第103条、104条、第105条の2)
- ③組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪 (改正組織犯罪処罰法第7条第1項第1号～第3号)

公布の日から起算して6か月以内に施行される制度

証拠開示制度の拡充

(1) 公判前整理手続等における証拠の一覧表の交付制度

検察官は、検察官請求証拠の開示後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければなりません。

(改正刑訴法第316条の14第2項～第4項、第316条の28第2項)

(2) 公判前整理手続等の請求権

検察官、被告人及び弁護人に、公判前整理手続及び期日間整理手続の請求権が認められました。(同法第316条の2第1項、第316条の28第1項)

(3) 類型証拠開示の対象の拡大

類型証拠開示の対象として、以下のとおり追加されました。

- ①共犯者間の身体拘束中の取調べについての取調べ状況等報告書
- ②検察官が証拠調べ請求した証拠物に係る差押調書・領置調書
- ③検察官が類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書・領置調書

(同法第316条の15第1項第8号・第9号、第2項)

公布の日から起算して6か月以内に施行される制度

弁護人による援助の充実化 I — 弁護人の選任に係る事項の教示義務

司法警察員・検察官・裁判官等は、身体を拘束されている被疑者・被告人に弁護人選任権を告知するに当たり、弁護士・弁護士法人・弁護士会を指定して選任を申し出ることができる旨及び申出先（刑事施設の長等）を教示しなければなりません。

（改正刑訴法第76条、第77条、第203条第3項、第204条第2項、第207条第3項）

通信傍受の合理化・効率化 I — 対象犯罪の拡大

従来は「数人の共謀」と「補充性」（他に方法がないこと）を要件として、銃器犯罪、薬物犯罪、集団密航、組織的殺人の4罪種の傍受令状の発付を認めていましたが、これに以下の犯罪が追加されました。（改正通信傍受法第3条、第14条、別表第二）

- ①現住建造物等放火関係
- ②殺傷犯等関係
- ③逮捕・監禁・略取・誘拐関係
- ④窃盗・強盗関係
- ⑤詐欺・恐喝関係
- ⑥爆発物の使用関係
- ⑦児童ポルノ関係

なお、新しく加えられた犯罪の傍受令状の発付には、「数人の共謀」と「補充性」の要件のほかに、当該犯罪が「あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われるものに限る」という組織要件が加わりました。（同法第3条第1項第1号～第3号）

犯罪被害者等・証人の保護方策の拡充 I

(1) 証人の氏名・住居の開示に係る措置

検察官が証人等の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合等において、

- ①その証人等又はその親族に対し、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑行為がなされるおそれがあるときは、弁護人には氏名・住居を知る機会を与えた上で、これを被告人には知らせてはならない旨の条件が付されました。
- ②前記の行為を防止できないおそれがあると認めるとき、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えないで、これらに代わる呼称及び連絡先を知る機会を与える措置が導入されました。 ※ただし、証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるとき、その他の被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合はこの限りではありません。（改正刑訴法第299条の4、第299条の5、第299条の6）

(2) 公判廷での証人の氏名等の秘匿措置

裁判所は、一定の場合に、証人等から申出があるときは、検察官及び被告人または弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。

（同法第290条の3、第291条第3項、第295条第4項）

公判廷に提出される証拠の真正担保の方策等 II — 証人の勾引要件の緩和

従前の「召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる」を「証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その証人を勾引することができる」とし、勾引要件が緩和されました。

（改正刑訴法第152条）

自白事件の簡易迅速な処理のための方策

執行猶予が見込まれる自白事件については、一定の証拠だけで公訴提起を行いますが、被告人が否認に転じるなどしたため即決裁判手続の申立てを却下する決定があった事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、同一事件について更に公訴を提起することができます。（改正刑訴法第350条の26、協議・合意制度が施行されるまでは同法第350条の12）

公布の日から起算して2年以内に施行される制度

弁護人による援助の充実化Ⅱ－被疑者国選弁護制度の拡大

被疑者国選弁護については段階的に拡大されていますが、改正刑訴法では、被疑者国選弁護制度の対象が「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」すべてに拡大されました。

(改正刑訴法第37条の2、第37条の4)

合意制度等の導入

(1) 捜査・公判協力型協議・合意制度

協議・合意制度とは、検察官が、特定の犯罪について、弁護人の同意を条件に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意ができる制度です。合意をするためには弁護人の同意を必要とするほか、合意に至る協議も、原則として検察官と被疑者・被告人及び弁護人（弁護人の関与は必要的）との間で行います。協議・合意の対象となる特定の犯罪とは、一定の財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪並びに公務の執行を妨害する罪などです。

(改正刑訴法第350条の2第1項、第2項、第350条の3)

(2) 刑事免責制度

刑事免責制度とは、検察官が、証人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項についての尋問を予定している場合であって、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、あらかじめ裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により請求できる制度です。

(同法第157条の2)

- ①尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は、原則として、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないこと
- ②自己が刑事訴追又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒否することができないこと

犯罪被害者等・証人の保護方策の拡充Ⅱ－ビデオリンク方式による証人尋問の拡大

同一構内に出頭すると、精神の平穏を著しく害されるおそれがある者、自己またはその親族に対し身体・財産への加害行為等がなされるおそれがある者等一定の場合には、同一構内以外の裁判所の規則で定める場所に証人を在席させて行うビデオリンク方式による証人尋問が認められました。(改正法第157条の6第2項)

公布の日から起算して3年以内に施行される制度

通信傍受の合理化・効率化Ⅱ－暗号技術を利用した特定装置の導入

従来は捜査機関が通信事業者に出向き、通信管理者等の常時立会いの下で傍受し、傍受した通話記録媒体に立会人が封印して、その一つを傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出するという手続が採られていました。今回の改正では、傍受した通信や傍受の経過を自動的に記録し、これを即時に暗号化する装置を用いることで、通信管理者等の立会い・封印を不要とし、通信内容の聴取等をリアルタイムで行う傍受と、その聴取等を事後的に行う傍受が可能となりました。

(改正通信傍受法第2条第4項～第6項、第4条以下、一時保存による傍受に立会人が不要となることにつき同法第20条第1項、特定電子計算機を用いる傍受に立会人が不要となることにつき同法第23条第1項)